

【彩りの都 デイサービスセンター鶴見今津】 指定通所介護及び指定介護予防型通所サービス事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人ささき会が設置する彩りの都デイサービスセンター鶴見今津（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕を提供することを目的とする。

（指定通所介護の運営方針）

- 第2条 事業所が実施する指定通所介護は、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防型通所サービスの運営方針）

- 第3条 事業所が実施する指定介護予防型通所サービスは、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「大阪市通所サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 彩りの都デイサービスセンター鶴見今津
- (2) 所在地 大阪市鶴見区今津北三丁目7番4号・5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者

生活相談員	1人(常勤兼務1人)
介護職員	7人(常勤兼務6人、非常勤兼務1人)
機能訓練指導員	5人(常勤兼務4人、非常勤兼務1人)
看護職員	

(※看護職員については藍の都脳神経外科病院より派遣し密接かつ適切な連携を図り、利用者の健康チェックを行う。また、その他の対応が必要な際においても直ちに駆けつけることができる体制をとるものとする。)

通所介護従事者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日を含む)。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後3時15分までとする。

(指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

1単位目30名

(指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容)

第9条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等)
- (4) 機能訓練
- (5) 日常生活動作訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎
- (9) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

- 第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、所得に応じてその利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額（月単位）とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
 - 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1kmを越す毎に片道250円を徴収する。
 - 4 食事の提供に要する費用については、648円を徴収する。また、希望する場合はコーヒー、紅茶などの飲み物代として55円（税込み）を徴収する。
 - 5 利用者の希望により施設物品を使用する場合、尿取パッド代については、55円（税込み）、オムツ・リハビリパンツ代については、110円（税込み）、フェイスタオル+バスタオルレンタル代については110円（税込み）、口腔ケアスポンジ代については、55円（税込み）、エプロン代については、55円（税込み）を個別に徴収する。
 - 6 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕において提供される便宜のうち、個別で使用する文具、教材費・レクレーション材料費等は、参加する人に対して110円/日（税込み）を徴収する。それ以外の費用については必要に応じて実費を別途徴収する。
 - 7 キャンセル料としてサービス利用日の前日17時00分以降に連絡があった場合で食事を申し込んでいる場合は食事代相当分の実費を徴収する。連絡がないまま、送迎時等にキャンセルした場合は、食事代、活動費など（申し込まれている方）の実費相当分を徴収する。
 - 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 9 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 11 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
 - 12 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分の支払いを求める。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、大阪市鶴見区全域、城東区今福西1～6丁目、今福東1～3丁目、今福南1～4丁目、蒲生1～4丁目、新喜多1～2丁目、新喜多東1～2丁目、鳴野西1～5丁目、鳴野東1～3丁目、諏訪1～4丁目、関目1～6丁目、中央1～3丁目、天王田、中浜1～3丁目、永田1～4丁目、放出西1～3丁目、東中浜1～9丁目、古市1～3丁目、東成区深江北1～3丁目、深江南1～3丁目、大東市新田西町、新田中町、新田旭町、新田本町、新田東本町、諸福1～8丁目、東大阪市森河内西1～2丁目、森河内東1～2丁目、高井田、高井田西1～6丁目、高井田中1～5丁目、高井田本通1～7丁目、西堤町1～2丁目、西堤西、西堤楠木町1～3丁目、西堤学園町1～3丁目、西堤本通西1～3丁目、西堤本通東1～3丁目、新喜多1～2丁目、七軒家、長田1～3丁目、長田西1～6丁目、長田東1～5丁目、長田中1～5丁目、御厨1～6丁目、新家1～3丁目、新家西、新家東、新家中、北鴻池町、西鴻池町1～4丁目、中鴻池町1～3丁目、南鴻池町1～2丁目、鴻池町1～2丁目、鴻池本町、鴻池徳庵町、鴻池元町、三島1～3丁目、新庄1～4丁目、新庄西、新庄南、本庄西1～3丁目、本庄中1～2丁目、荒本北1～3丁目、稲田本町1～3丁目、稲田新町1～3丁目、稲田上町1～2丁目、稲田三島町、楠根1～3丁目、川俣1～3丁目、川俣本町の区域とする。

(衛生管理等)

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者は指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 従業者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、事業所の関連病院である藍の都脳神経外科病院へ緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業者は、防火管理者あるいは防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第16条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のため研修を定期的実施すること

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年複数回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人ささき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から改定する。

この規程は、平成27年12月24日から改定する。

この規程は、平成28年5月1日から改定する。

この規程は、平成28年7月1日から改定する。

この規程は、平成29年2月1日から改定する。

この規程は、平成29年4月1日から改定する。
この規程は、平成29年8月1日から改定する。
この規程は、平成30年1月1日から改定する。
この規程は、平成30年4月1日から改定する。
この規程は、平成30年8月1日から改定する。
この規程は、平成30年11月1日から改定する。
この規程は、平成31年2月1日から改定する。
この規程は、令和1年9月1日から改定する。
この規程は、令和2年8月10日から改定する。
この規程は、令和3年4月1日から改定する。
この規程は、令和5年5月1日から改定する。
この規程は、令和6年4月1日から改定する。
この規程は、令和6年5月1日から改定する。